

(設立認証申請添付書類 4)

各役員の住所又は居所を証する書面

注！ 役員名簿から、住基ネットにより役員の住所・居所が検索できる場合は、住民票の添付を省略することができます。

住民票
住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
(住民基本台帳法の適用を受けない場合) 等

- 備考**
- 1 三重県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面であり、申請の日前6か月以内に作成されたものです。
 - 2 正本を提出してください。
 - 3 役員（理事及び監事）について、提出してください。
 - 4 住民票等が発行されず、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書を提出する場合、その書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

※これは書式ではありません。これを作成して添付する必要はありません。